和束町景観修景支援事業費補助金交付要綱

令和元年７月１日

要綱第6号

（趣旨）

第１条　この要綱は、和束町景観条例（平成31年和束町条例第５号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、良好な景観形成を行うため、景観づくりを行う事業に対し、和束町補助金等の交付に関する規則（平成26年和束町規則第７号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において和束町景観修景支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

　（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、条例及び規則の例による。

　（助成対象事業等）

第３条　この要綱における補助対象事業に係る対象地域、対象者、対象物、事業内容、補助対象経費、補助率、限度額については、別表第１に定めるとおりとする。

　（交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は規則第６条の規定により和束町景観修景支援事業費補助金交付申請書（様式第１号）に別表第２に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

　（事前着手）

第５条　補助金の交付決定前に事業を実施した補助対象者は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事情により、交付決定前に事業を実施しようとする場合で、和束町景観修景支援事業費補助金指令前着手届（様式第２号）を町長に提出したときは、この限りではない。

（交付決定及び通知）

第６条　町長は、第４条の規定により申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、規則第８条の規定により和束町景観修景支援事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

　（事業の変更等）

第７条　補助対象者が、当該補助対象事業を変更しようとするときは、規則第10条の規定により和束町景観修景支援事業費補助金変更申請書（様式第４号）を町長に提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の規定により申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、変更を承認したときは、和束町景観修景支援事業費補助金変更交付決定（却下）通知書（様式第５号）により補助対象者に通知するものとする。

　（実績報告）

第８条　補助対象者は、事業が完了したときは、当該事業を完了した日から起算して１ケ月を経過する日または交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の４月10日のいずれか早い日までに、規則第14条の規定により和束町景観修景支援事業費補助金実績報告書（様式第６号）に別表３に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

　（検査等）

第９条　町長は、補助対象者に対し、必要な指示をし、報告を求め、又は検査を行うことができる。

　（補助金の額の確定）

第10条　町長は、第８条に規定する実績報告書を受けたときは、当該実績報告書の内容を審査し、その報告に係る成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、速やかに当該補助金の額を確定し、和束町景観修景支援事業費補助金交付確定通知書（様式第７号）により補助対象者に通知するものとする。

　（補助金の請求及び交付）

第11条　補助対象者は、前条の通知を受けたときは、和束町景観修景支援事業費補助金交付請求書（様式第８号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項に規定する請求を受けたときは、当該請求に係る補助金を補助対象者に交付するものとする。

　（補助金の返還等）

第12条　町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

　(1)　虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたことが判明したとき。

　(2)　補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

　(3)　その他町長が不適当と認める事由が生じたとき。

　（補助の対象の適正管理）

第13条　補助対象者は、概ね10年間当該補助金に係る建築物等の適正管理に努めなければならない。ただし、町長の承認を受けた場合は除くものとする。

　（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和元年７月１日から施行する。

別表第１(第３条関係)

１　茶畑景観修景事業

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象地域 | 対象者 | 対象物 | 事業内容 | 補助対象経費 | 補助率 | 限度額 |
| 重点第一種地区及び重点第二種地区 | 所有者 | 茶畑、農業施設等 | 茶畑景観の修景と保全を目的とした茶畑、農業施設等の補助対象事業に該当しない災害復旧を行うための機械の賃借、材料代 | 10万円以内 | １/２ | ５万円 |

２　農道修景事業

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象地域 | 対象者 | 対象物 | 事業内容 | 補助対象経費 | 補助率 | 限度額 |
| 重点第一種地区及び重点第二種地区 | 行政区 | 農道 | 景観の修景と保全を目的とした農道の改修を行うための機械の賃借、材料代（年１回限り） | 20万円以内 | １/２ | 10万円 |

３　まちなみ修景事業

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象地域 | 対象者 | 対象物 | 事業内容 | 補助対象経費 | 補助率 | 限度額 |
| 重点第一種地区 | 所有者 | 重点第一種地区内の建築物 | 建築物の新築（景観に合うものに限る。） | 30万円以上  360万円以内 | １/２ | 180万円 |
| 景観を損なう建築物の外観（門、塀等を除く。）修繕 | 30万円以上  225万円以下 | ２/５ | 90万円 |
| 景観を損なう建築物の撤去 | 30万円以上  75万円以下 | ２/５ | 30万円 |

備考　１所有者いずれか１回限りとする。

別表第２(第４条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区分 | 添付書類 |
| １　茶畑景観修景事業 | (1) 現況写真  (2) 見積書  (3) 町税の納税証明書等  (4) その他町長が必要と認めるもの |
| ２　農道修景事業 | (1) 現況写真  (2) 見積書  (3) その他町長が必要と認めるもの |
| ３　まちなみ修景事業 | (1) 工事設計図書  (2) 工事見積書  (3) 現況写真  (4) 住民票の写し又は外国人登録済証明書等  (5) 町税の納税証明書等  (6) その他町長が必要と認めるもの |

別表第３（第８条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区分 | 添付書類 |
| １　茶畑景観修景事業 | (1) 完了写真  (2) 領収書の写し  (3) その他町長が必要と認めるもの |
| ２　農道修景事業 | (1) 完了写真  (2) 領収書の写し  (3) その他町長が必要と認めるもの |
| ３　まちなみ修景事業 | (1)完成設計図書  (2)完了写真  (3)領収書の写し  (4)その他町長が必要と認めるもの |

様式第１号（第４条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　和束町長　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（名称及び代表者氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

和束町景観修景支援事業費補助金交付申請書

　和束町景観修景支援事業費補助金交付要綱第４条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 事業の場所 | 和束町 |
| ２ | 補助対象行為の種類※ | １　茶畑景観修景事業  ２　農道修景事業  ３　まちなみ修景事業 |
| ３ | 事業予定期間 | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |
| ４ | 事業の概要 |  |
| ５ | 補助対象事業費 | 円 |
| ６ | 他の補助金等の額 | 円 |
| ７ | 申請額 | 円 |

※　該当する事業に○をしてください。

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

　和束町長　　　　　　　　様

申請者　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（名称及び代表者氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

和束町景観修景支援事業費補助金指令前着手届

　　　年　月　日付けで申請しました上記補助事業について、交付決定前に着手しますので届け出ます。

　なお、本件について交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた交付金が交付申請額に達しない場合においても異議は申し立てません。

記

１　補助金申請額

２　着手予定年月日

３　完了予定年月日

４　事前着手を必要とする理由

＜別記条件＞

　交付金交付指令を受けるまでの間において、天変地異等の事由によって実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は事業主体が負担するものとし、交付指令がなされなかった場合においても異議は申し立てない。

様式第３号（第６条関係）

　和束町指令　　第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

和束町景観修景支援事業費補助金交付決定（却下）通知書

　　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました和束町景観修景支援事業費補助金の交付については、和束町景観修景支援事業費補助金交付要綱第６条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　和束町長

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 交付決定額 | 円 |
| ２ | 交付決定の概要  （却下の理由） |  |
| ３ | 交付の条件 |  |

　（教示）

１　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、和束町長に対して審査請求をすることができます。

２　この決定については、上記１の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、和束町を被告として(訴訟において和束町を代表する者は和束町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第４号（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　和束町長　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（名称及び代表者氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

和束町景観修景支援事業費補助金変更申請書

　　　　　　年　　月　　日付け和束町指令　第　　　号で交付決定を受けた事業を変更したいので承認願いたく、和束町景観修景支援事業費補助金交付要綱第７条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 変更の理由 |  | |
|  | | 変更前 | 変更後 |
| ２ | 事業の内容 |  |  |
| ３ | 補助対象事業費 | 円 | 円 |
| ４ | 補助金交付決定額 | 円 |  |
| ５ | 補助金受領済額 | 円 |  |

様式第５号（第７条関係）

　和束町指令　　第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

和束町景観修景支援事業費補助金変更交付決定（却下）通知書

　　　　　　年　　月　　日付けで変更交付申請のありました和束町景観修景支援事業費補助金の交付については、下記のとおり決定（却下）します。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　和束町長

記

１　変更する補助金の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 事業の変更内容 |  |
| ２ | 補助金変更交付決定額 | 円 |
| ３ | 補助金交付の条件 |  |
| ４ | 変更理由 |  |

２　却下

　　　理由

　（教示）

１　この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、和束町長に対して審査請求をすることができます。

２　この決定については、上記１の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、和束町を被告として(訴訟において和束町を代表する者は和束町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第６号（第８条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　和束町長　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（名称及び代表者氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

和束町景観修景支援事業費補助金実績報告書

　　　　　　年　　月　　日付け和束町指令　第　　　号で交付決定を受けた事業が完了したので、和束町景観修景支援事業費補助金交付要綱第８条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 事業完了年月日 | 年　　　月　　　日 |
| ２ | 補助金対象事業費 | 円 |
| ３ | 交付決定額 | 円 |

様式第７号（第10条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　和束町長

和束町景観修景支援事業費補助金交付確定通知書

　　　　　　年　　月　　日付け和束町指令　第　　　号で交付決定を受けた和束町景観修景支援事業費補助金について、和束町景観修景支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

１　この補助金の交付の対象となる事業は、　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった事業とし、その内容は、　　　　　年　　月　　日付けで報告のあった実績報告書に記載のとおりとします。

２　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　円

３　交付確定額　　　　　　　　　　　　　　円

様式第８号（第11条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　和束町長　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（名称及び代表者氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

和束町景観修景支援事業費補助金交付請求書

　　　　　　年　　月　　日付け　第　　　号で交付確定を受けた和束町景観修景支援事業費補助金について、和束町景観修景支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１　請求額　　　　　　　　　　　　　　　円

２　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振込先 | 金融機関名 | 銀行　　　　　　　　　　　　　本店  　　　　　　　　　　　　金庫　　　　　　　　　　　　　支店  　　　　　　　　　　　　信用組合　　　　　　　　　　　支所  　　　　　　　　　　　　農協　　　　　　　　　　　　　出張所 |
| 預金種別 | 普　通　　・　　当　座 |
| 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |